

県高等学校総合文化祭 高文連会長賞表彰要綱

1 趣 旨

県高等学校総合文化祭において、すぐれた成績を収め、本連盟の文化・芸術活動に貢献した団体及び個人に、高文連会長賞（以下「会長賞」という）を授与し表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

県高等学校総合文化祭に参加した、神奈川県内の高等学校及びこれに準ずる学校の中から、各部門をそれぞれ（個人あるいは団体）を表彰する。

3 表彰候補者推薦基準

対象となる団体及び個人が、表彰の趣旨に沿い、次の事項に該当するものとする。

- (1) 県高等学校総合文化祭において、優れた成績を収め本県の高校生による文化・芸術活動の発展に寄与するものであること。
- (2) 継続的な取組を通じて、学校教育における文化・芸術活動の充実に寄与するものであること。

4 表彰候補者の推薦

- (1) 神奈川県高等学校文化連盟会長（以下「会長」という）は、県高等学校総合文化祭会長賞表彰候補者（以下「候補者」という）の推薦を神奈川県高等学校文化連盟（以下「高文連」という）の各専門部に依頼するものとする。
- (2) 表彰候補者は専門部の推薦に基づき、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長、により構成する選考委員会で厳正なる審査を行い、県高等学校総合文化祭実行委員会において決定する。

5 表彰者の選考及び決定

- (1) 会長は、前項に基づく推薦を受けたときは、候補者の選考のための審査委員会の意見を徴し、表彰者を決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、高文連事務局内に置くものとする。

6 実施期日

県高文連「会長賞」の授与は、県高等学校総合文化祭の「総合閉会式」にて行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。